

○ 財務省告示第三百三十四号
平成第六号～第五百三十条第十一項の規則（平成十一年度基づき、大蔵省の規定による。）
二十九日より告示する。
二年九月二十日を以て施行する。
三十条第十一項の規則（平成十一年度基づき、大蔵省の規定による。）
三十条第十一項の規則（平成十一年度基づき、大蔵省の規定による。）

二 一 発行条件等を次とおり告示する。
二 一 発行条件等を次とおり告示する。

国庫短期証券（第五十七回）

財務大臣 藤井裕久

四 三 二 一 発行条件等を次とおり告示する。

の法発号名称及び記述

用振替法の適

の法発号名称及び記述

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ平債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振び第一九株式第一九
場も加、と行争は受け第一百項十三の四号法第
特の者財同「発格付本銀もとい」
別にご務時と行競し行のう。一
參よと大にい（以争て行のう。）
加るに臣行。一入行とし。一
者発応がわ。一下入行とし。一
・行募各れ及一札わす。一
第へ限國るび価一れ。一
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七	六	五	
口 イ		口 イ	口 イ	
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		払 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	發 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	方 募 入 価 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万三八五 六千十兆 千九四二 円百万千 九九五 十千百 三円四 億十 五四 千億 百二十 三千四 百八	額億額 面八面 金千金 額万額 で円で 三五兆 三千兆 九百二千 五百九十五 五百六十六 五億円	込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発					
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 入 債	争 別 債	非 特 国	入 札 格	価 行 行	發 競 價	入 札 格	価 行 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	金 期 限	札 格 第	第 參 市	參 市 場	競 I 加	競 價 場	競 價 格	競 價 格	競 價 格 日
平 成 二 十 一 年 九 月 二 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 。 そ が 二 月 の 銀 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 し 、 と 、 一 年 、 期 。 そ き の 翌 營 業 日 に	償 還 金 を 償 は き 年 、 期 。 そ き の 行 休 業 業 日 に	當 た し と 、 一 百 年 、 十 二 月 二 十 八 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 。 そ が 二 月 の 銀 百 円 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 。 そ が 二 月 の 銀 百 円 業 業 日 に	十 六 面 六 面 錢 金 募 錢 金 厘 百 八 毛 厘 百 八 毛 厘 九 十 九 九 九	額 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 I 加 場 競 價 格 場 競 價 格 格 日 に	額 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 I 加 場 競 價 格 格 日 に	額 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 I 加 場 競 價 格 格 日 に	額 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 I 加 場 競 價 格 格 日 に

十額の十額 平す額の
六面応六面 成るの記
錢金募錢金 二。整載
二額価二額 十数又
厘百格厘百 一年倍は
八円五円 一年の記
毛に毛に 九年金録
つ以つ 月九月額は
つき上き 二十ニ月に、
九の九 十九最
十九そ十 十九日よる低
九れ九 円ぞ円も額
九れ九 円ぞ円の面
にに ににと金